

液体塩素仕様書

1 品名

液体塩素

2 品質

次の(1)～(2)のうち、いずれかの項を満たしている製品であること。

- (1) 納入品が J I S K - 1 1 0 2 である製品
- (2) 評価項目が別表 1 に適合していることを示す書類があること。

3 特記事項

- (1) 契約締結時、本仕様の品質に適合している証明書を提出すること。
- (2) 納入時には、その都度、試験報告書等を当局に提出すること。

別表 1 評価項目

評価項目	評価基準値(mg/L)
カドミウム及びその化合物	0.001
水銀及びその化合物	0.00005
セレン及びその化合物	0.001
鉛及びその化合物	0.001
ヒ素及びその化合物	0.001
六価クロム化合物	0.005
シアン化物イオン及び塩化シアン	0.001
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	1
ホウ素及びその化合物	0.1
四塩化炭素	0.0002
1,4-ジオキサン	0.005
1,2-ジクロロエタン	0.0004
1,1-ジクロロエチレン	0.002
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.004
ジクロロメタン	0.002
テトラクロロエチレン	0.001
1,1,2-トリクロロエタン	0.0006
トリクロロエチレン	0.003
ベンゼン	0.001
臭素酸	0.005
亜鉛及びその化合物	0.1
鉄及びその化合物	0.03
銅及びその化合物	0.1
マンガン及びその化合物	0.005
陰イオン界面活性剤	0.02
非イオン界面活性剤	0.005
フェノール類	フェノールに換算して0.0005
有機物(全有機炭素(TOC)の量)	0.5
味	異常でないこと
臭気	異常でないこと
色度	0.5
ニッケル及びその化合物	0.001
アンチモン及びその化合物	0.0015
モリブデン及びその化合物	0.007
ウラン及びその化合物	0.0002
バリウム及びその化合物	0.07
銀及びその化合物	0.01
アクリルアミド	0.00005
二酸化塩素	0.6
亜塩素酸	0.6
塩素酸	0.4

「水道用薬品の評価試験方法」(JWWA Z109:2005)に基づき測定すること。

設定最大注入率は 50mg/L とするが、局との協議により変更してもよい。